二月二十二日 木

### 令和六年 第四百五十号 曜 日 県道 種類 プス中央線 韮崎南アル 地先から 中央市浅利字戸尻一二〇八番五 中央市浅利字東河原三五五二番

メートル)

期日

五六・二

令和六年二

月二十二日

### 目 次

示

# ○道路の供用開始(三件)…………………………………………………………………五七

○都市計画の変更図書の縦覧(四件)…………………………………五九○国土調査の成果の認証(三件)…………………五八 ○都市計画の変更………………………………………………………………五八 

### 教育委員会

○一般競争入札について…………………………………………………………………五九

### 人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則………………………………………………六 ○公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ……六一 ○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則………………………六一

### そ の

○一般競争入札について(二件)……………………………………………六二

### 示

告

## 山梨県告示第三十四号

覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年三月十四日まで一般の縦 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和六年二月二十二日

山梨県知事

長 崎 幸 太 郎

延長

供用開始の

Щ

梨 県

公

報

第四百五十号

令和六年二月二十二日

道路の

路線名

区間

### 山梨県告示第三十五号

二地先まで

覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年三月十四日まで一般の縦 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

令和六年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

香
-央市浅利字戸尻一二〇八番五

### 山梨県告示第三十六号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 (峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年三月十四日まで一般の縦 次のとおり道

令和六年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

道路の
路線名
区間
延長
供用開始の

Щ

梨 県

$\neg$	
7	I
	÷
J	١

Ĭ	〔一 般 国	種類
	百四十号	
地先まで中央市浅利字戸尻一六四七番二一地先から	中央市浅利字東河原三五六八番	
	一 六 ·	(メートル)
月 十 日		期日

### 山梨県告示第三十七号

所身延支所において、この告示の日から令和六年三月十四日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 令和六年二月二十二日 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士川身延線
- $\equiv$ 道路の区域

一地先まで	南互摩郡南邓丁井出字列日冷司ニニニニ番から南巨摩郡南部町井出字根岸八六○番一地先	区間
新	旧	の 旧別 新
六·七 二四·二	一 〇 · 六 四 · 三	敷地の幅員
六六二· O	インナンニー・〇	延長(メートル)

四 区域変更の期日 令和六年四月 日日

### 山梨県告示第三十八号

当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、 八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十

令和六年二月二十二日

山梨県知事 崎 幸 太

郎

- 都市計画の種類 峡東都市計画道路(三・五・十一号 亀甲橋通り線
- $\equiv$ 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

### 公 告

# 国土調査の成果の認証

国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

令和六年二月二十二日

ŋ

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

調査を行った者の名称 山梨市

 $\equiv$ 調査を行った時期 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

四三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

調査を行った地域 山梨市牧丘町西保中の一部

Ŧi. 認証年月日 令和六年二月十四日

### 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

り国土調査の成果を認証した。

令和六年二月二十二日

山梨県知事 長 崎

幸

太

郎

- 調査を行った者の名称 笛吹市
- $\equiv$ 調査を行った時期 令和四年五月十八日から令和六年二月十四日まで
- $\equiv$ 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 五 四 調査を行った地域 笛吹市石和町市部の一部
- 認証年月日 令和六年二月十四日

# 国土調査の成果の認証

ŋ 国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとお

令和六年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 市川三郷町
- 一 調査を行った時期 令和三年四月二十八日から令和五年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 西八代郡市川三郷町大塚の一部

五 認証年月日 令和六年二月十四日

# 都市計画の変更図書の縦覧

の場所において縦覧に供する。同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次一条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

令和六年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

# )都市計画の変更図書の縦覧

の場所において縦覧に供する。同法第二十条第二項の規定により当該図書を次同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

令和六年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画防火地域及び準防火地域
- 一 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

# 都市計画の変更図書の縦覧

の場所において縦覧に供する。同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次一条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

令和六年二月二十二日

Щ

梨県公

報

第四百五十号

令和六年二月二十二日

山梨県知事 長 崎

幸

太

郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画特別用途地区
- 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

# 都市計画の変更図書の縦覧

の場所において縦覧に供する。同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次一条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

令和六年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 都市計画の種類 峡東都市計画下水道
- 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

### 教育委員会

一般競争入札について

ある。

本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るもので円本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るもので四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネー

令和六年二月二十二日

山梨県総合教育センター

長 飯 島 清 樹

所

- 一一般競争入札に付する事項
- 1 調達をする役務の名称及び数量
- 二 数量 一式

名称

県立学校におけるICT支援員業務

- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 4 履行場所 山梨県総合教育センター所長が指定する場所
- 一 事務を担当する所属 山梨県総合教育センターICT教育支援センター
- この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

資格のない者とみなす。 2 停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加 2 縦

- 」次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号)
- いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない口。地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- 三号に該当する者を除く。)
  てその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっ三、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)
- を受けた者を除く。)
  を受けた者を除く。)
  は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の決定は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又四。会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又
- 営んでいない者
  営んでいない者
  対の資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を
- 関連設備保守・管理」に係る競争入札の参加資格を有している者七号)に掲げる契約の種類のうち、「システム開発・保守」又は「コンピューター2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第六十

# 一般競争入札の参加資格の審査

- いう。)を除く。) 定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」と 1 申請の時期 この公告の日から令和六年三月十一日(月)まで(山梨県の休日を
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 郵便番号四〇六-〇八〇一山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

育センター情報教育棟三階ICT教育支援センター

### 五 入札手続等

の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和六年三月八日(金)までの日(県

縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

- に六9三の問合せ先に電話連絡すること。 掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和六年三月八日(金)までの日(県
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和六年三月二十二日(金)午後一時
- 育棟一階情報研修室 場所 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター情報教
- 日(火)午後五時までに到着するように送付すること。 郵送による入札書の提出先及び期限 四3に掲げる場所宛てに令和六年三月十九
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- □ この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- に違反したとき。 四一分の日か、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件四一分の日までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 「規則」という。)第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下

# 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語
- 二 通貨 日本国通貨
- り消し、規則第百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取2.入札保証金.規則第百八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、
- めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 4 違約金の有無 有

- 5 最低制限価格の有無
- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否
- 8 において効力を生ずるものとする。 本入札における落札の効果は、令和六年四月一日に令和六年度予算が発効した時
- 9
- わないものとする。 なった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなく
- 詳細は入札説明書による。
- 六二-五五七一) 問合せ先 山梨県総合教育センターICT教育支援センター(電話〇五五-二
- Summary

\*

- Nature and amount of services required: ICT supporter (Technical support for
- Date and time for tender: 1:00PM March 22, 2024
- ယ Fuefuki Yamanashi 406-0801 Japan TEL 055-262-5571 Bureau in charge: Yamanashi Prefectural Education Center, 1456 Narita Misaka

### 人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和六年二月二十二日

山梨県人事委員会

員 細 谷 憲

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次の

るものとする」に改め、同条第二項中「公告」を「周知」に改め、 同条第三項を削る。 登載して公告する」を「県ホームページに掲載する方法その他適切な方法により周知す 第九条の見出し中「公告等」を「周知」に改め、同条第一項中「あらかじめ県公報に 「の各号」を削り、

Щ

梨県公 報 第四百五十号 令和六年二月二十二日

> この規則は、 公布の日から施行する。

# 山梨県人事委員会規則第二号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和六年二月二十二日

山梨県人事委員会

員 長 細 谷 憲

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号) の一部

所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業」を「次に掲げる作業」に改第二十五条第一項中「災害の発生した箇所若しくは災害の発生するおそれの著しい箇 め、同項に次の各号を加える。

- 災害の発生した箇所若しくは災害の発生するおそれの著しい箇所又は山火事の発 生した箇所で行う巡回監視又は応急作業
- 一 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

算した額)」を削り、同項各号を次のように改める。 いて行われた場合にあつては、当該各号に定める額にその百分の五十に相当する額を加 第二十五条第二項中「(当該作業が夜間(日没時から日出時までの間をいう。)にお

- 前項第一号に掲げる作業 作業の種類に応じて次に掲げる額
- 巡回監視 四百八十円
- 応急作業 七百三十円
- 二 前項第二号に掲げる作業 業に応じて人事委員会が認める額 七百三十円を超えない範囲内において、それぞれの作

第二十五条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる作業(同項第二号に掲げる作業であ つて日没時から日出時までの間において行われたとしてもその危険性が増大しないと 合の同項の手当の額は、前項各号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算し 人事委員会が認めるものを除く。)が日没時から日出時までの間において行われた場

第二項に」に改める。 五条第一項各号に掲げる作業」に改め、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、 「同項の規定により計算した額」を「これらの規定による額」に、 第二十五条の三中「第二十五条第一項に規定する巡回監視又は応急作業」を「第二十 「同項に」を「同条

第三十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加

3 同一の日において、社会福祉業務従事手当及び災害出勤手当(第二十五条第一項第 一号に掲げる作業に限る。以下この項において同じ。)又は保健衛生業務従事手当及 の最も高い業務の手当のみを支給する。 び災害出勤手当に係る業務に従事した場合にあつては、従事した業務のうち手当の額

### 則

則の規定は、令和六年一月一日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規

# 山梨県人事委員会規則第三号

に定める。 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

令和六年二月二十二日

山梨県人事委員会

細

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

則第七号)の一部を次のように改正する。 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規

別表に次の一号を加える。

二十九 全国知事会

### 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

### そ 0 他

山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和六年二月二十二日

山梨県道路公社理事長 椎 葉 秀 作

一般競争入札に付する事項

1 業務名 令和六年度及び令和七年度富士山有料道路料金徴収業務委託

2 業務場所 南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾地内外

3

業務内容等

料金徴収業務

式

なお、

詳細は一般競争入札公告等による。

発行者 Щ 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株サンニチ印刷

履行期間 令和六年四月一日零時から令和七年九月三十日二十四時まで

4

とする。 (水) までの毎日午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分まで 入札参加資格申請の受付期間 令和六年二月二十九日 (木) から令和六年三月六日

三その他 び資料作成要領等による。 詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及 (URL) https://tollgate.securesite.jp/wp/

山梨県道路公社公告第五号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和六年二月二十二日

一 一般競争入札に付する事項

山梨県道路公社理事長

椎

葉

秀

作

1 等業務委託 業務名 令和六年度及び令和七年度雁坂トンネル有料道路料金徴収業務及び監視

2 業務場所 山梨市三富川浦地内外

3 公告等による。 業務内容等 料金徴収業務一式及び監視等業務一式 なお、詳細は一般競争入札

4 履行期間 令和六年四月一日零時から令和八年三月三十一日二十四時まで

二 入札参加資格申請の受付期間 (水) までの毎日午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分まで 令和六年二月二十九日(木)から令和六年三月六日

とする。

三その他 び資料作成要領等による。 詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及 (URL) https://tollgate.securesite.jp/wp/